

鳥取県公報

目 次

- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
- 生活保護法による診療所の廃止（△）
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退（△）
- 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
- 県営土地改良事業計画の変更（△）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（△）
- 土地改良事業の認可（△）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 公共測量の実施（管理課）
- ◇教委規則 教育長の給与の支給に関する規則（総務課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始（管理課）
- 土地収用法による審理の開始（△）
- ◇調達公告 隨意契約の相手方の決定（三件）（教育委員会文化課）

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日)

鳥取県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤調剤薬局ふくば店	倉吉市福庭町一丁目一一	平成九年九月一日
訪問看護ステーション・シクラメン	気高郡鹿野町大字今市八〇	平成九年十月三日
中村医院	米子市上後藤三丁目一一六	平成九年十月十七日
浜村診療所	鳥取市末広温泉町六六〇一二	平成九年九月一日
尾崎歯科クリニック	鳥取市東町三丁目二五八一一	△
山根歯科医院	△	△

鳥取県告示第七百五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に

より次のとおり告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢止年月日
中村医院	米子市上後藤三丁目一―六	平成九年九月三十日
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇一一二	タ

鳥取県告示第七百六六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十一条の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があつたので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条の規定により次のとおり告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退年月日
石谷薬局	鳥取市南町四二一	平成九年九月三十日

鳥取県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、岸溝地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営手育成基盤整備事業、北条地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 平成九年十月二十九日から二十日間

縦覧に供する場所

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間

平成九年十月二十九日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

四

北条町役場

岸本町役場及び溝口町役場

規定により告示する。

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百九号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業大内地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
平成九年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第三十条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（一般農道整備事業杉谷地区農道整備）を平成九年十月二十一日認可したので、同法第三十条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定があるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡中山町御崎字検校屋敷五九三・五九四・字下モ山五九五・五九五の一・五九六の一・五九六の二・五九七の一・五九九の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、五九七の三

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百十二号

測量法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（基準点測量）

二 作業期間 平成九年十月二十七日から平成十年三月二十七日まで

三 作業地域 鳥取市湖山町地内

鳥取県告示第七百十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月二十八日 鳥取県指令郡土維八第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字布袋字柳橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海七一七

鳥取澤谷ゴム株式会社

代表取締役 那和 正志

鳥取県告示第七百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年七月八日 鳥取県指令倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字長瀬字流田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホームサンイン株式会社

代表取締役 金澤 泰治

教 育 委 員 会 規 則

教育長の給与の支給に関する規則をここに公布する。

平成九年十月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十号

教育長の給与の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号）第五条の規定に基づき、教育長の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

5 平成9年10月28日 火曜日

鳥取県公報

(組合の支給)

第一条 教育長の組合、通勤手当及び期末手当の支給に關しては、職員の組合に關する法律
条例(昭和三十六年一月鳥取県条例第二号)の適用を受ける者の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和三十三年法律第二百一十一号)第二十条第三項の技術上の規格に適合してゐる認
めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規
則第四号)第九条第一項の規定によつて告示する。

平成九年十月一十八日

鳥取県公安委員会監査官 松 本 雄

氏名又は名称	株式会社三星		
住所	名古屋市西区中小田井四丁目396		
法人にあってはその代表者の氏名	柏木 嘉津也		

遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製業者名	造 番	検 定 号	有 効 期 間
ぱんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第六条第一号イ該当機	C R ギャルズ 7	株式会社三星	700257	平成9年10月28日から3年間	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製業者名	造 番	検 定 号	有 効 期 間
氏名又は名称	株式会社藤商事					
住所	東大阪市荒川三丁目10-7					
法人にあってはその代表者の氏名	土谷 敬一					

平成9年10月28日 火曜日

鳥取県公報

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	造番	検定号	有効期間
ぱんこ遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關する規則第6条第1号イ該當機	CRアミーゴおじさんMX	株式会社藤商事	700236	平成9年10月28日から3年間	

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成9年10月24日

鳥取県収用委員会会長 藤原和男

所在	地番	地目	全掌の面積(㎡)	収用の採決手続の開始を決定した地積(㎡)	氏名	住所	氏名	住所
八頭郡河原町大字德吉字下河原	51-5	田	612	664	125	東田力松	八頭郡河原町大字德吉54-2	なし
八頭郡河原町大字德吉字下河原	504	田	2,415	2,424	292	東田力松	八頭郡河原町大字德吉54-2	なし

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成9年10月24日

鳥取県収用委員会会長 藤原和男

- 起業者の名称
建設大臣
- 事業の種類
一般国道53号改築工事(河原道路)及びこれに伴う町道付替工事
- 收用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成9年9月30日
- 收用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人

調達公告

平成9年10月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年10月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東京都中央区銀座三丁目8-12

- | | | |
|----------------------|---|----|
| (1) 調達件名及び数量 | 油彩画（須田国太郎作「漁村田後」） | 一点 |
| (2) 調達方法 | 物品等の購入 | |
| (3) 契約方法 | 随意契約 | |
| (4) 契約日 | 平成9年10月2日 | |
| (5) 契約者の氏名及び住所 | コバヤシ画廊 | |
| (6) 契約価格 | 45,150,000円（消費税額及び地方消費税額を含む） | |
| (7) 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 | |
| (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局文化課
鳥取市東町一丁目271 | |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年10月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | | |
|--------------|----------------|----|
| (1) 調達件名及び数量 | 油彩画（古賀春江作「失題」） | 一点 |
| (2) 調達方法 | 物品等の購入 | |
| (3) 契約方法 | 随意契約 | |
| (4) 契約日 | 平成9年10月2日 | |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例（平成7年政令）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年10月28日 火曜日

- (5) 契約者の氏名及び住所 有限会社泰山画廊
神奈川県中郡大磯町大磯1033
- (6) 契 約 価 格 69,720,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (7) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- (8) 契約事務担当部局の
名 称 及 び 所 在 地 鳥取県教育委員会事務局文化課
鳥取市東町一丁目271